

証券コード 9934
平成23年5月30日

株 主 各 位

大阪市西区立売堀4丁目11番14号
因幡電機産業株式会社
代表取締役社長 守 谷 承 弘

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

このたびの東日本大震災被災地の皆様には、心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月16日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成23年6月17日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市西区立売堀4丁目11番14号
当社 11階会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第63期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第5号議案 | 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）承認の件、及び、当該対応方針の対抗措置である新株予約権の無償割当てに関する決定権限を取締役に委任する件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.inaba.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の緊急経済対策や新興国の需要拡大により製造業を中心に緩やかな回復基調にあったものの、個人消費や設備投資は依然として低水準にあるなど、先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループの係わる電設資材業界は、住宅減税政策や低金利の効果により住宅投資が持ち直してきたものの、建設投資全体では依然として低迷しており、厳しい環境が継続しました。

また、自社製品の係わる空調業界は、記録的な猛暑や家電エコポイント制度の影響によりエアコン需要が急増し、平成22年度のルームエアコンの国内出荷台数は過去最高の833万台（前年同期比20.7%増）となるなど、好調に推移しました。

このような情勢のなか、当社グループは提案営業や新規開拓など積極的な営業活動を展開することにより増収となりましたが、特別損失の発生により最終減益となりました。

この結果、連結売上高1,699億31百万円（前年同期比11.7%増）、連結営業利益76億23百万円（前年同期比21.6%増）、連結経常利益78億29百万円（前年同期比17.6%増）、連結当期純利益36億25百万円（前年同期比5.2%減）となりました。

なお、本年3月11日に発生しました東日本大震災により、災害損失引当金繰入額（45百万円）を特別損失のその他に計上しております。営業事務所や製造設備等は早期に修復が完了し、現在では通常どおりの販売・生産体制になっております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<電設資材事業>

建設投資が依然として低迷するなか、照明類をはじめとする電設資材全般の販売が本格的に回復するまでには至りませんでした。エアコンや太陽光発電設備の販売が好調に推移するとともに、銅価格上昇の影響によって電線ケーブル類の売上が増加した結果、連結売上高1,116億4百万円（前年同期比4.6%増）となりました。

<産業機器事業>

堅調な海外需要や在庫調整の一巡を背景とした製造業の増産などにより、制御機器の売上が回復したことに加え、液晶デバイスをはじめ電子部品の販売が伸長した結果、連結売上高219億74百万円（前年同期比35.5%増）となりました。

<自社製品事業>

記録的な猛暑や家電エコポイント制度を背景としたエアコンの需要拡大に伴い、主力製品である空調部材全般において売上が増加し、特に、家電量販店向けの売上が大幅に増加しました。また、事業譲受による春日電機(株)の増収効果もあり、連結売上高362億40百万円（前年同期比24.2%増）となりました。

セグメント売上高

区 分	売上高	構成比	前年同期比
	百万円	%	%
電 設 資 材 事 業	111,604	65.7	104.6
産 業 機 器 事 業	21,974	12.9	135.5
自 社 製 品 事 業	36,240	21.3	124.2
そ の 他	111	0.1	144.6
合 計	169,931	100.0	111.7

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当社グループでは、企業競争力の強化及び中長期的な成長のため、春日電機(株)辰野工場における生産設備の増設や更新を中心に総額4億52百万円の設備投資を実施いたしました。これに要した資金につきましては、すべて自己資金で賄っております。

(3) 対処すべき課題

当社グループの中核事業は建設業界の川下に位置し、国内における建設需要の低迷を背景とした趨勢的なマーケットの縮小が予想されます。特に、リーマン・ショック以降は、設備投資や住宅投資の冷え込みが深刻化し、極めて厳しい状況が続いております。

このような認識のもと、当社グループは、中長期的な成長に向けて次の重点施策を実行してまいります。

① 自社製品・P B（プライベートブランド）商品の開発

空調部材を中心とした「I N A B A D E N K O（因幡電工）」、マルチメディア情報配線システム「A b a n i a c t（アバニアクト）」といった自社ブランドを展開しております。顧客ニーズに対応した付加価値の高い自社製品やP B商品の開発を加速し、収益力の強化を図ってまいります。

② 環境ビジネスの推進

太陽光発電システムの専任組織「太陽光発電プロジェクト」を平成21年8月に立ち上げ、太陽光発電設備及び関連部材の拡販に注力しております。このほか、LED照明など今後成長が見込まれる省エネ・環境配慮型商品の販売を軸として環境ビジネスを積極的に推進してまいります。

③ コスト削減の徹底

価格競争が激化するなか、無駄の排除による諸経費の節減、生産や物流の合理化といったコスト削減を徹底し、経営効率の向上を追求してまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 60 期 平成20年3月期	第 61 期 平成21年3月期	第 62 期 平成22年3月期	第 63 期 平成23年3月期 (当連結会計年度)
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	187,339	171,664	152,115	169,931
経常利益	10,521	9,116	6,657	7,829
当期純利益	5,966	4,267	3,824	3,625
1株当たり当期純利益(円)	266.22	191.16	174.05	164.97
総資産	116,089	105,068	110,431	116,525
純資産	65,237	64,748	67,322	69,367
1株当たり純資産額(円)	2,900.87	2,944.02	3,056.57	3,148.58

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

(5) 重要な子会社の状況（平成23年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
日本オートメ(株)	30百万円	100%	産業機器事業
イナバエンジニアリング(株)	30	100	自社製品事業
アイティエフ(株)	20	70	電設資材事業
イナバビジネスサービス(株)	10	100	旅行代理店業
東光電機産業(株)	50	100	電設資材事業
春日電機(株)	300	100	自社製品事業

(注) 日本オートメ(株)及びイナバエンジニアリング(株)は、平成23年2月28日付で解散し、現在清算手続中であります。

(6) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び関係会社10社により構成されており、電設資材及び制御機器等の卸販売並びに空調部材等の製造販売を事業活動として展開しております。

なお、日本オートメ(株)及びイナバエンジニアリング(株)は、平成23年2月28日付で解散し、現在清算手続中であります。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

セグメント	主要品目	主要な関係会社
電設資材事業	電線ケーブル類、ケーブルラック、一般電球類、住宅用・施設用照明器具、配分電盤、トランス、キュービクル、配線器具、冷暖房機器、工具類、放送設備、通信機器、防災システム、ビル管理システム	当社、アイティエフ(株)、東光電機産業(株)、NISHIDEN (MALAYSIA) SDN. BHD.、(株)山根電業社
産業機器事業	センサー、マイクロスイッチ、リレー、タイマー、FA機器、電子機器、表示器	当社、日本オートメ(株)
自社製品事業	ペアコイル、ネオコイル、フレア配管セット、スリムダクト、ブラロック、ビッグタイ、耐火キャップ、JDダクト、銅管継手、接続機器、開閉器	当社、イナバエンジニアリング(株)、春日電機(株)、SIAM ORIENT ELECTRIC CO., LTD. INABA DENKO (MALAYSIA) SDN. BHD.
その他	損害保険代理店業務、旅行取次業サービス	イナバビジネスサービス(株)

(7) 主要な営業所及び工場（平成23年3月31日現在）

① 当社

本 工 物 流 セ ン タ ー 営 業 所	社 場 東 京、大 阪	大 阪 市 西 区 立 売 堀 4 丁 目 11 番 14 号 茨 城、奈 良、福 岡
近 東 京 関 東（東 京 都 除 く）	畿 都	堺 営 業 所 等 5 営 業 所 西 東 京 営 業 所 等 3 営 業 所
北 海 道		横 浜 営 業 所 等 5 営 業 所
東 北	北 海 道	札 幌 営 業 所 等 3 営 業 所
東 北	北 海 道	仙 台 営 業 所
北 中 九	海 陸 国 州	名 古 屋 営 業 所 金 沢 営 業 所 広 島 営 業 所 等 2 営 業 所 九 州 営 業 所 等 2 営 業 所

② 子会社

日 本 オ ー ト メ (株)	大 阪 府 東 大 阪 市
イ ナ バ エ ン ジ ニ ア リ ン グ (株)	大 阪 府 東 大 阪 市
ア イ テ ィ エ フ (株)	香 川 県 高 松 市
イ ナ バ ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス (株)	大 阪 市
東 光 電 機 産 業 (株)	横 浜 市
春 日 電 機 (株)	東 京 都 武 蔵 野 市

(8) 企業集団の使用人の状況（平成23年3月31日現在）

セグメント	使用人数
電設資材事業	574(56)名
産業機器事業	131(6)
自社製品事業	512(147)
その他	3(1)
全社（共通）	123(8)
合 計	1,343(218)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

2. 会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 76,460,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,975,568株（自己株式1,424,432株を除く）
- (3) 当事業年度末の株主数 8,865名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 り そ な 銀 行	798,120株	3.63%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	708,400	3.22
因幡電機従業員持株会	617,324	2.80
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	598,300	2.72
吉 川 昌 子	404,900	1.84
ノーザントラストカンパニー（エイ・エフシー） サブ・アカウント アメリカン クライアント	400,400	1.82
日本生命保険相互会社	344,257	1.56
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	318,692	1.45
株 式 会 社 日 阪 製 作 所	318,484	1.44
因 幡 則 男	312,321	1.42

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,424,432株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成23年3月31日現在)

①平成17年6月17日開催の株主総会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
3,112個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の数
311,200株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり348,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年6月18日から平成23年6月17日まで
- ・新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできないものとする
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	624個	62,400株	9名
社外取締役	0個	0株	0名
監査役	20個	2,000株	1名

②平成21年7月30日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
3,820個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の数
382,000株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり218,300円

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月31日から平成28年7月30日まで

- ・新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない

- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,000個	100,000株	9名
社外取締役	0個	0株	0名
監査役	0個	0株	0名

③平成22年7月30日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

3,750個（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の目的となる株式の数

375,000株

- ・新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに払い込みは要しない

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり202,600円

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月31日から平成29年7月30日まで

- ・新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない

- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,100個	110,000株	9名
社外取締役	0個	0株	0名
監査役	0個	0株	0名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

平成22年7月30日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
3,770個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の数
377,000株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり202,600円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成24年7月31日から平成29年7月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない
- ・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社使用人	2,670個	267,000株	187名
子会社の役員及び使用人	0個	0株	0名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成23年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	守谷承弘	営業本部長
常務取締役	枝村浩平	営業本部担当兼電設東日本事業部長兼 近畿電設事業部・営業企画部担当
常務取締役	吉良洋二	生産技術本部長兼生産事業部長兼 品質保証部長
取締役	家郷晴行	管理本部長兼経営企画室長兼総務部長 イナバビジネスサービス㈱ 代表取締役社長
取締役	松山俊雄	営業本部担当兼電材北海道事業部長兼 電材東日本事業部担当
取締役	山本節次郎	電工事業部長
取締役	吉田益巳	Eテック事業部長
取締役	酒井昭	営業本部担当兼 電設西日本事業部・システム営業部担当
取締役	奥田善紀	電材西日本事業部長
取締役	高橋司	弁護士 日本ペイント㈱ 監査役
常勤監査役	今村正善	
常勤監査役	高野憲昭	
監査役	瀬尾眞澄	税理士
監査役	平松靖弘	りそな債権回収㈱ 大阪債権管理部 シニアアセットマネージャー

- (注)
1. 取締役高橋 司氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役瀬尾眞澄氏及び平松靖弘氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役瀬尾眞澄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役高橋 司氏を東京証券取引所及び大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役	11名	230百万円
監 査 役	5名	32百万円
合 計	16名	263百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の総額のうち、社外取締役1名、社外監査役3名の報酬の合計額は10百万円であります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月20日開催の第60期定時株主総会において年額400百万円（内社外取締役分30百万円）以内（ただし、使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成9年6月27日開催の第49期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 取締役及び監査役の報酬等の総額には、平成22年6月18日開催の第62期定時株主総会結終の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の役員員の員数は、取締役10名及び監査役4名であります。
6. 取締役の報酬等の総額には、平成21年6月19日開催の第61期定時株主総会において年額100百万円を上限として決議いただいたストックオプションによる報酬額26百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役平松靖弘氏は、りそな債権回収㈱のシニアアセットマネージャーを兼務しております。なお、当社とりそな債権回収㈱との間には特別な関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役高橋 司氏は、日本ペイント㈱の社外監査役であります。なお、当社と日本ペイント㈱との間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 高橋 司	12回中12回	100%	—	—
監査役 瀬尾 眞澄	12回中12回	100%	9回中9回	100%
監査役 平松 靖弘	10回中10回	100%	7回中7回	100%

(注) 当事業年度におきましては、合計12回の取締役会を開催しました。なお、監査役平松靖弘氏は平成22年6月18日の就任ですので、合計10回の取締役会が出席対象となります。また、当事業年度におきましては、合計9回の監査役会を開催しました。なお、監査役平松靖弘氏は平成22年6月18日の就任ですので、合計7回の監査役会が出席対象となります。

取締役会等における発言状況

取締役高橋 司氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。

監査役瀬尾眞澄氏は、税理士としての豊富な経験を基に社外監査役としての見地から、取締役会において議案及び審議等につき積極的に発言を行っております。また、監査役会においても職務執行に関する事項について意見交換、重要事項の協議等を行っております。

監査役平松靖弘氏は、社外監査役として、取締役会において、審議に関して必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務執行に関する事項について意見を述べております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	41百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの基本方針を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

- ①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ)法令、社内規定等を遵守するための社内基準を定め、これを役員・使用人に周知徹底する。
 - ロ)コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメントと企業倫理・コンプライアンスを統合して推進する。
 - ハ)内部監査を実施し、倫理性・透明性の高い事業活動を実践できるよう遵法精神の浸透を図る。
- ニ)内部通報制度を導入し、法令等に違反する行為、またはそのおそれのある行為について、使用人より通報を受け付ける。
- ホ)社外取締役を選任し、経営監視機能を強化する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ)法令、社内規定に基づく文書について保存し、閲覧可能な状態を維持する。
 - ロ)透明性の高い経営を実現するために、情報開示委員会を設置し、重要情報について適時に積極的な開示を行う。
- ③リスク管理に関する規定その他の体制
 - イ)各事業部単位でリスクの洗い出しを行い、定期的に見直しを行う。重点対応リスク及び対応方針を検討し、各部門で対応策を実施する。
 - ロ)上記のうち全社に関係する重大リスクについては、全社対応を行う。
 - ハ)危機発生の際には、対策委員会を設置する等して報告及び情報伝達を迅速に行い、必要な対策を講じる。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ)社内カンパニー制を採用し、各事業部の執行責任及び成果責任を明確化するとともに意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。

- ロ)取締役会にて構築すべき内部統制の有効性について、内部監査にて検証する。
- ⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ)関係会社の体制においては親会社の体制に準拠する。
- ロ)関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
- ⑥財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ)当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規定等の整備を図るとともに適切に報告する体制を整備する。
- ロ)その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築する。
- ⑦監査役監査の実効性を確保するための体制
- イ)監査役が職務補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ、当該スタッフを指名する。当該スタッフは監査役の指揮命令下で職務遂行する。
- ロ)取締役は、重要事項について監査役に報告する。
- ハ)監査役会は、社長及び取締役へ定期ヒアリングを行う。また、監査室長を招聘し、内部監査報告を実施する他、会計監査人とも定期的な意見交換を行う。
- ニ)監査役は必要に応じて、重要会議に出席することができる。
- ホ)社外監査役を通じ、監査の客観性と実効性を確保する。
- ⑧反社会的勢力排除に向けた体制
- イ)当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係その他いかなる関係も持たない。
- ロ)反社会的勢力による不当な要求には、警察当局等と連携しながら毅然たる態度で対応する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その概要（会社施行規則第118条第3号に掲げる事項）は以下のとおりであります。

①基本方針の内容

当社は、当社の株券等の大規模買付提案であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、本来、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものであります。

しかし、昨今、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しております。このような大規模買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは取締役会が代替案を策定するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付けを行おうとする者の掲げる条件よりも有利な条件を提示するためにこれらの者との交渉を必要とするもの等、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた諸施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上でなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることは困難であると考えており、当社の株券等の大規模買付けを行う者がこれらの要素を十分に把握し、中長期的に確保させるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反することになると考えます。

こうした事情に鑑み、当社は、このような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

②基本方針の実現に資する取組み

- ・当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

<当社の経営の基本理念について>

当社は、「省エネルギー、省資源など地球環境に配慮し、豊かで快適な社会づくりに貢献する」という経営の基本理念のもと、電設資材商品の卸販売・空調部材等の製造販売を行っております。省エネルギーの推進、地球環境への配慮といった新しい価値観が時代のニーズをリードしておりますが、その中でも電気に関わる商品・製品が社会に果たす役割は無限にあるといっても過言ではありません。当社は、これらを安定供給するという社会的使命を果たしつつ、当社を取り巻く多くのステークホルダーの信頼に応え、その責任を果たすことを通じて、企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保・向上を図っております。

<当社の企業価値の源泉について>

当社は、昭和13年に特殊電動発動機の製造業として創業し、その後、電設資材商品の卸販売業へ転換し、さらに、商品を広く供給するという流通業としての使命に応えるべく営業の全国展開を行うとともに、空調部材等の製造販売業に進出する等して、今日に至っております。当社が、このように長きにわたり事業を展開することができているのは、当社の事業の背後にある経営の基本理念を、株主の皆様をはじめとするステークホルダーにご理解いただけているからと考えております。

当社の特徴は、電設資材商品の卸販売、及び、空調部材等の製造販売を両輪として事業を展開していることにあります。電設資材商品の卸販売においては、豊富な商品知識と独自の調達機能を活かし、単なる商材の流通にとどまることなく付加価値の高い活きた商材を提供し続けることにより、業界最大手の規模と販売量を誇っております。他方、空調部材等の製造販売においては、独創性の高い製造技術や新たなニーズの発掘に基づく高品質な製品の提案により、高収益を生み出しております。かかる両輪のシナジー効果が、当社事業の継続的な成長につながっております。

また、当社は、電設資材商品の卸販売業として総合メーカーの傘下に入ることなく、経営の独立性を確保しているという特徴も有しております。このことにより、仕入面に関しては、特殊分野に特化した専門メーカーを中心として、幅広い商材の取扱いが可能となり、顧客のニーズに即応した供給体制を実現することができるとともに、専門メーカー等と

共同して顧客のニーズを商品開発につなげることも可能となっています。加えて、販売面に関しては、総合メーカー主導の販売エリアの束縛を受けず、主要都市に営業拠点を配置することができ、全国各地の顧客へ商品を提供することが可能となっています。さらに、メーカーと顧客をつなぐ卸販売業として、「人と人のつながり」、「会社と会社のつながり」を大切にする当社の社風は、創業から今日に至るまでの得意先・仕入先との相互研鑽を形成し、取引先相互の発展と良好な関係の構築に結実しております。

さらに、顧客満足度の向上、他社との差別化を図るためには、電設資材・空調部材等分野の専門家としての技術力を備えた人材が不可欠であり、このような技術力を備えた従業員が当社の経営資源の核となることから、当社はこれまでも優秀な人材の確保や継続的な育成に時間と資金を惜しまない経営方針を貫いてまいりました。当社は、今後とも、従業員とともに成長・発展していく企業であり続けたいと考えております。

当社がその社会的使命・責任を果たすためには、長期にわたる安定的な経営基盤の確保に努めることが必要であると考え、当社を支援して下さる株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして掲げております。したがって、配当政策につきましては期間業績に応じた適正な利益還元を目指し、期末配当として年1回、当期純利益の45%を配当する業績連動型の配当政策を基本方針としております。

<当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みについて>

当社の中核事業は建設業界の川下に位置し、国内における建設需要の低迷を背景とした趨勢的なマーケットの縮小が予想されます。特に、リーマン・ショック以降は、設備投資や住宅投資の冷え込みが深刻化し、極めて厳しい状況が続いております。

このような認識のもと、当社は、中長期的な成長に向けて次の重点施策を実行してまいります。

- ・ 自社製品・PB商品の開発

空調部材を中心とした「INABA DENKO（因幡電工）」、マルチメディア情報配線システム「Abaniact（アバニアクト）」といった自社ブランドを展開しております。顧客ニーズに対応した付加価値の高い自社製品やPB商品の開発を加速し、収益力の強化を図ってまいります。

・環境ビジネスの推進

太陽光発電システムの専任組織「太陽光発電プロジェクト」を平成21年8月に立ち上げ、太陽光発電設備及び関連部材の拡販に注力しております。このほか、LED照明など今後成長が見込まれる省エネ・環境配慮型商品の販売を軸として環境ビジネスを積極的に推進してまいります。

・コスト削減の徹底

価格競争が激化するなか、無駄の排除による諸経費の節減、生産や物流の合理化といったコスト削減を徹底し、経営効率の向上を追求してまいります。

以上の取組みを通じて、企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保・向上させることに努めてまいります。

・コーポレート・ガバナンスの整備

当社は、上記諸施策をより実効性あるものとするために、コーポレート・ガバナンスに重点を置いた経営を行っております。

経営上の意思決定・業務執行の監督を行う機関である取締役会の意思決定の客観性・合理性を担保し、これに対する監督機能の充実を図るべく社外取締役を1名選任するとともに、取締役の経営責任を明確にするべく取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしております。さらに、意思決定機関としての取締役会を補完するものとして経営会議を設置し、中長期的な経営方針、経営戦略のほか、取締役会の委嘱を受けた業務執行上の重要事項について審議しております。

また、経営チェック機関として、監査役は、取締役会の意思決定や取締役の業務執行を監査するほか、社長直属の専任部門である監査室とも緊密な連携をとり、また、会計監査人とも積極的な意見・情報交換等を行うことにより、監査役監査の実効性を高めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において導入を決議し、平成18年6月16日開催の第58期定時株主総会における承認により導入された「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」を変更し、当社定款第19条に基づき、平成20年6月20日開催の第60期定時株主総会において、以下にその概要を記載する対応方針（以下、「本プラン」といいます。）を導入することについて承認を得ております。その概要は以下の

とおりであります。

- ・本プラン発動の対象となる買付行為

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、もしくは、当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為（以下、「大規模買付行為」といいます。また、大規模買付行為を行おうとする者または大規模買付行為の提案を行う者を、以下、併せて「大規模買付者等」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合が対象となります。

- ・情報提供とその評価・検討等

<当社に対する情報提供>

大規模買付者等には、大規模買付行為に先立ち、本プランに定められた手順を遵守する旨の誓約その他一定の事項を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に提出していただきます。

当社取締役会は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者等に対して、大規模買付行為に関する情報として当社への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者等には、当該書面に従い、大規模買付行為に対する株主の判断並びに当社取締役会及び特別委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面で提供していただきます。提出された大規模買付情報が、株主または当社取締役会もしくは特別委員会が当該大規模買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜回答期限を定めた上で大規模買付者等に対して追加的に情報提供を求めることがあります。また、当社取締役会は、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が大規模買付行為を評価・検討するための必要かつ十分な情報が大規模買付者等から提出されたと判断する場合には、その旨の通知を大規模買付者等に行います。

なお、意向表明書の提出があった事実、及び、当社取締役会に提供された大規模買付情報その他の大規模買付行為に関連する情報のうち、株主の皆様の判断のため開示することが妥当であると考えられるものにつきましては適時適切に開示します。

＜当社取締役会による大規模買付情報の評価・検討等＞

大規模買付者等による大規模買付情報の提供が行われた後、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討し、大規模買付者等との買付条件に関する交渉、当該大規模買付行為に対する意見形成、代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、下記記載の特別委員会に諮問し、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得るものとします。

当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うために、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株券等の大規模買付行為の場合）または90日間（それ以外の大規模買付行為の場合）の評価期間を設定します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、評価期間終了日までに、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表いたします。

また、当社は、当該決定がなされた場合は、速やかにその旨及び対抗措置発動の際には法令等により定められている事項のほか、当社取締役会が適切と認める事項について当社株主及び投資家の皆様に開示を行います。

なお、当社取締役会が評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合は、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、最大30日間評価期間を延長できるものとします。評価期間を延長する場合は、延長する日数及び延長の理由を速やかに情報開示いたします。

大規模買付者等は、評価期間が経過した後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

・大規模買付行為がなされた場合の対応方針

＜大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守する場合＞

大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守する場合には、当社取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は存するものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。大規模買付者等の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為の内容並びにそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として、対抗措置の発動を決定することがあります。

＜大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合＞

大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守していないことが明らかなる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保することを目的として、特別委員会の勧告を待たずに対抗措置の発動を決定することができるものとします。大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守していないと当社取締役会が判断するものの、それが必ずしも明らかでない場合には、かかる手続が遵守されたか否かについて特別委員会に諮問し、かかる手続が遵守されておらず対抗措置を発動すべきであると特別委員会が勧告する場合には、取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定することがあります。

対抗措置の具体的な方策としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。また、会社法その他法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

・株主総会の決議

特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第12条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。当該株主総会が開催される場合には、当該株主総会において新株予約権の無償割当てに関する決議がされた後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。当該株主総会において当該議案が可決された場合には、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行います。

・特別委員会の概要

本プランに定める手続が遵守されたか否か、取締役会の評価期間を延長するか否か、及び、本プランに基づく対抗措置を講じるか否か等の当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、当社は、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。

特別委員会は3名以上の委員により構成され、各委員は、当社取締役会が当社社外取締役、当社社外監査役及び社外の有識者(弁護士、税理士、

公認会計士及び学識経験者等)の中から選任します。かかる特別委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。

④上記の具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の確保・向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的に、上記記載の基本方針の実現に資する取組みを行ってまいりました。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、その向上が株主及び投資家による当社株式の評価に適正に反映されることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模買付行為が困難になるものと考えられ、これらの取組みは、基本方針に資するものであると考えております。したがって、上記記載の基本方針の実現に資する取組みは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

また、本プランは、前述のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。本プランは、株主総会において株主の皆様の承認を得た上で導入され、また、対抗措置の発動にあたって新株予約権無償割当てに関する議案を株主総会に付議することがあるものとされており株主意思を重視するものであること、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、本プランの運用ないし対抗措置の発動に関する取締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として特別委員会が設置され、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重して取締役会が判断を行うこととされていること、本プランは有効期間の満了前であっても株主総会または株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により何時でも廃止することができ、また、当社取締役の任期は1年であり毎年の定時株主総会で取締役の構成員の交代を一度に行うことができることから今後の本プランの更新、廃止について、株主の皆様の意思が反映されるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	83,737	流動負債	42,897
現金及び預金	24,646	支払手形及び買掛金	35,355
受取手形及び売掛金	48,155	未払法人税等	2,576
有価証券	1,347	賞与引当金	2,583
商品及び製品	6,045	役員賞与引当金	70
仕掛品	89	その他	2,310
原材料及び貯蔵品	400	固定負債	4,259
繰延税金資産	1,485	繰延税金負債	65
その他	1,588	退職給付引当金	22
貸倒引当金	△21	その他	4,171
固定資産	32,787	負債合計	47,157
有形固定資産	19,866	純資産の部	
建物及び構築物	5,810	株主資本	68,845
機械装置及び運搬具	389	資本金	8,120
工具、器具及び備品	417	資本剰余金	8,328
土地	13,243	利益剰余金	56,114
建設仮勘定	3	自己株式	△3,718
その他	1	その他の包括利益累計額	346
無形固定資産	1,928	その他有価証券評価差額金	346
投資その他の資産	10,992	為替換算調整勘定	△0
投資有価証券	8,509	新株予約権	129
長期貸付金	54	少数株主持分	46
繰延税金資産	246	純資産合計	69,367
その他	2,321	負債・純資産合計	116,525
貸倒引当金	△139		
資産合計	116,525		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		169,931
売上原価		144,225
売上総利益		25,705
販売費及び一般管理費		18,081
営業利益		7,623
営業外収益		
受取利息	75	
受取配当金	137	
仕入割引	831	
負ののれん償却額	12	
その他の	255	1,312
営業外費用		
支払利息	39	
売上割引	983	
その他の	83	1,106
経常利益		7,829
特別利益		
補助金収入	19	
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	0	19
特別損失		
投資有価証券評価損	762	
減損損失	144	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	100	
固定資産売却損	72	
固定資産除却損	8	
投資有価証券売却損	2	
その他の	87	1,177
税金等調整前当期純利益		6,670
法人税、住民税及び事業税	3,857	
法人税等調整額	△818	3,039
少数株主損益調整前当期純利益		3,631
少数株主利益		6
当期純利益		3,625

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成22年3月31日 残高	8,120	8,328	54,115	△3,717	66,846
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,626		△1,626
当 期 純 利 益			3,625		3,625
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,999	△0	1,998
平成23年3月31日 残高	8,120	8,328	56,114	△3,718	68,845

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計			
平成22年3月31日 残高	316	8	324	36	115	67,322
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△1,626
当 期 純 利 益						3,625
自 己 株 式 の 取 得						△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	30	△8	22	93	△68	47
連結会計年度中の変動額合計	30	△8	22	93	△68	2,045
平成23年3月31日 残高	346	△0	346	129	46	69,367

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び連結子会社の名称

・連結子会社の数 7社

・連結子会社の名称

日本オートメ (株)

イナバエンジニアリング (株)

アイティエフ (株)

イナバビジネスサービス (株)

東光電機産業 (株)

春日電機 (株)

SIAM ORIENT ELECTRIC CO., LTD.

上記のうち、日本オートメ (株)、イナバエンジニアリング (株) については、平成23年2月28日付で解散し、清算手続中であります。

②非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

・非連結子会社の名称

INABA DENKO (MALAYSIA) SDN. BHD.

(株) 山根電業社

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

INABA DENKO (MALAYSIA) SDN. BHD.

NISHIDEN (MALAYSIA) SDN. BHD.

(株) 山根電業社

②持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちSIAM ORIENT ELECTRIC CO., LTD. の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

ロ) たな卸資産

商品 …………… 主として移動平均法による原価法

製品・原材料 …… 主として総平均法による原価法

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ) 有形固定資産

（リース資産を除く） … 定率法。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………15年～50年

機械装置及び運搬具…4年～17年

工具、器具及び備品…2年～20年

ロ) 無形固定資産

（リース資産を除く） … 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法。

③重要な引当金の計上基準

イ) 貸倒引当金 ……………

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ) 賞与引当金 ……………

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

- ハ) 役員賞与引当金 …… 当社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ニ) 退職給付引当金 …… 連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

④のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果が及ぶ期間にわたって均等償却しております。

なお、金額が僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

⑤消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

①資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ16百万円、税金等調整前当期純利益は115百万円減少しております。

②表示方法の変更

・連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書関係

会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書における「評価・換算差額等」は「その他の包括利益累計額」として表示する方法に変更しております。

・連結損益計算書関係

会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示する方法に変更しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 12,299百万円 |
| (2) 受取手形裏書譲渡高 | 971百万円 |

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	23,400千株	一千株	一千株	23,400千株
合計	23,400千株	一千株	一千株	23,400千株
自己株式				
普通株式 (注)	1,424千株	0千株	一千株	1,424千株
合計	1,424千株	0千株	一千株	1,424千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成22年6月18日開催の第62期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 1,626百万円
- ・1株当たり配当金額 74円
- ・基準日 平成22年3月31日
- ・効力発生日 平成22年6月21日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成23年6月17日開催予定の第63期定時株主総会において次のとおり付議予定であります。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 1,780百万円
- ・1株当たり配当金額 81円
- ・基準日 平成23年3月31日
- ・効力発生日 平成23年6月20日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

平成17年6月17日株主総会決議分

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 311,200株

平成21年7月30日取締役会決議分

(権利行使期間の初日が到来しておりません。)

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 382,000株

平成22年7月30日取締役会決議分

(権利行使期間の初日が到来しておりません。)

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 375,000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、運転資金については自己資金で賄っております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規定に従い、営業債権及び長期貸付金について、審査課及び各営業担当事業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を決めた社内ルールに従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の1か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含めておりません（（注2）参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	24,646	24,646	—
(2) 受取手形及び売掛金	48,155	48,155	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	9,419	9,419	—
資産計	82,220	82,220	—
(1) 支払手形及び買掛金	35,355	35,355	—
負債計	35,355	35,355	—
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引：該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度（平成23年3月31日）		
			契約額等 （百万円）	契約額等の うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）
為替予約等の 振当処理	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	230	—	(注)
	買建				
	米ドル	買掛金	112	—	(注)

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされる売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、売掛金及び買掛金の時価に含めております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	337
優先出資証券	100

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	24,646	—	—	—
受取手形及び売掛金	48,155	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
(1) 債券(社債)	1,250	700	—	—
(2) その他	100	300	—	—
合計	74,151	1,000	—	—

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,148.58円
(2) 1株当たり当期純利益	164.97円

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	81,031	流動負債	42,179
現金及び預金	23,862	支払手形	343
受取手形	12,729	買掛金	34,735
売掛金	34,232	未払金	1,141
有価証券	1,347	未払費用	364
商品及び製品	5,774	未払法人税等	2,452
仕掛品	14	未払消費税等	146
原材料及び貯蔵品	137	前受金	287
前払費用	46	預り金	45
繰延税金資産	77	前受収益	8
未収入金	1,418	賞与引当金	2,501
その他金	383	役員賞与引当金	70
貸倒引当金	1,019	その他	84
	△14	固定負債	4,150
固定資産	33,694	長期預り保証金	3,778
有形固定資産	18,991	長期未払金	363
建物	5,460	その他	7
構築物	77	負債合計	46,329
機械及び装置	230	純資産の部	
車両運搬具	59	株主資本	67,935
工具、器具及び備品	351	資本金	8,120
土地	12,811	資本剰余金	8,328
建設仮勘定	0	資本準備金	8,328
無形固定資産	1,823	利益剰余金	55,204
ソフトウェア	1,786	利益準備金	807
ソフトウェア仮勘定	2	その他利益剰余金	54,397
電話加入権	34	別途積立金	35,500
投資その他の資産	12,878	繰越利益剰余金	18,897
投資有価証券	8,317	自己株式	△3,718
関係会社株式	1,066	評価・換算差額等	331
出資	7	その他有価証券評価差額金	331
長期貸付金	54	新株予約権	129
関係会社長期貸付金	971	純資産合計	68,395
破産更生債権等	62	負債・純資産合計	114,725
長期前払費用	36		
繰延税金資産	323		
差入保証金	374		
保険積立金	693		
その他	1,066		
貸倒引当金	△94		
資産合計	114,725		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		165,349
売 上 原 価		141,520
売 上 総 利 益		23,829
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		16,588
営 業 利 益		7,241
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	70	
受 取 配 当 金	136	
仕 入 割 引	821	
そ の 他	240	1,268
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	39	
売 上 割 引	956	
そ の 他	71	1,068
経 常 利 益		7,442
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	762	
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	92	
固 定 資 産 売 却 損	72	
固 定 資 産 除 却 損	4	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	2	
そ の 他	46	981
税 引 前 当 期 純 利 益		6,460
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,655	
法 人 税 等 調 整 額	△733	2,921
当 期 純 利 益		3,539

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
平成22年3月31日 残高	8,120	8,328	8,328	807	35,500	16,984	53,291	△3,717	66,022
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当						△1,626	△1,626		△1,626
当 期 純 利 益						3,539	3,539		3,539
自 己 株 式 の 取 得								△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)									-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	1,913	1,913	△0	1,912
平成23年3月31日 残高	8,120	8,328	8,328	807	35,500	18,897	55,204	△3,718	67,935

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成22年3月31日 残高	302	302	36	66,360
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△1,626
当 期 純 利 益				3,539
自 己 株 式 の 取 得				△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	29	29	93	122
事業年度中の変動額合計	29	29	93	2,035
平成23年3月31日 残高	331	331	129	68,395

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び

関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの … 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの … 移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品 …… 移動平均法による原価法

製品 …… 総平均法による原価法

原材料 …… 総平均法による原価法

貯蔵品 …… 最終仕入原価法

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く） … 定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 …… 16年～50年

機械及び装置 …… 7年～10年

工具、器具及び備品 … 2年～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く） … 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …… 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金 …… 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ15百万円、税引前当期純利益は107百万円減少しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 11,639百万円 |
| (2) 受取手形裏書譲渡高 | 920百万円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く) | |
| 短期金銭債権 | 620百万円 |
| 短期金銭債務 | 251百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	1,959百万円
仕入高	976百万円
その他の営業取引高	98百万円
営業取引以外の取引高	92百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式 (注)	1,424千株	0千株	一千株	1,424千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産	未払事業税	191百万円
	賞与引当金	1,016百万円
	その他	212百万円
	<u>繰延税金資産合計</u>	<u>1,420百万円</u>

(流動負債)

繰延税金負債	その他	2百万円
	<u>繰延税金負債合計</u>	<u>2百万円</u>

繰延税金資産の純額 1,418百万円

(固定資産)

繰延税金資産	投資有価証券評価損	181百万円
	貸倒引当金	2百万円
	減損損失	114百万円
	その他	141百万円
	<u>繰延税金資産合計</u>	<u>439百万円</u>

(固定負債)

繰延税金負債	有価証券評価差額金	114百万円
	その他	1百万円
	<u>繰延税金負債合計</u>	<u>115百万円</u>

繰延税金資産の純額 323百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用自動車及び事務用機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,106.48円
(2) 1株当たり当期純利益	161.06円

独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

因幡電機産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田朝喜	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤川賢	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、因幡電機産業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

因幡電機産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田朝喜	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤川賢	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月10日

因幡電機産業株式会社 監査役会

常勤監査役 今 村 正 善 ㊟

常勤監査役 高 野 憲 昭 ㊟

社外監査役 瀬 尾 眞 澄 ㊟

社外監査役 平 松 靖 弘 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しております。期間業績に応じた適正な利益還元を目指し、期末配当として年1回、当期純利益の45%を配当する業績連動型の配当政策を基本方針としております。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

上記方針に基づき、当期の1株当たり期末配当金につきましては、普通配当81円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,780,021,008円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月20日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	もり や よし ひろ 守 谷 承 弘 (昭和26年9月20日生)	昭和49年3月 当社入社 平成10年6月 当社取締役電設事業部長 平成13年4月 当社取締役電設本部長兼電設事業部長 平成13年10月 当社取締役電設本部長兼電設事業部長兼近畿電設事業部長 平成14年4月 当社取締役電設本部長 平成15年4月 当社常務取締役電設本部長 平成16年4月 当社代表取締役社長兼電設本部長 平成17年4月 当社代表取締役社長 平成22年4月 当社代表取締役社長兼営業本部長（現任）	17,935株
2	えだ むら こう へい 枝 村 浩 平 (昭和31年7月29日生)	昭和54年9月 当社入社 平成17年6月 当社取締役電設本部長 平成20年4月 当社取締役電設本部長兼電設東日本事業部長 平成22年4月 当社常務取締役営業本部担当兼電設東日本事業部長兼近畿電設事業部・営業企画部担当 平成23年4月 当社常務取締役営業副本部長兼電設東日本事業部・電設西日本事業部・近畿電設事業部担当（現任）	8,812株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	き ら よう じ 吉 良 洋 二 (昭和30年7月16日生)	昭和60年10月 当社入社 平成11年6月 当社取締役生産事業部長兼 生産管理部長 平成14年4月 当社取締役生産事業部長 平成16年4月 当社取締役技術開発セン ター長 平成17年4月 当社取締役生産技術本部長 兼技術開発センター長 平成19年4月 当社取締役生産技術本部長 平成21年10月 当社取締役生産技術本部長 兼生産事業部長 平成22年4月 当社常務取締役生産技術本 部長兼生産事業部長兼品質 保証部長 平成23年4月 当社常務取締役生産技術本 部長 (現任)	5,734株
4	よし だ ます み 吉 田 益 巳 (昭和26年11月25日生)	昭和49年6月 当社入社 平成20年6月 当社取締役産機本部長兼E テック事業部長 平成22年4月 当社取締役Eテック事業部 長 平成23年4月 当社常務取締役営業副本部 長兼Eテック事業部長兼環 境システム事業部担当 (現任)	4,142株
5	いえ さと はる ゆき 家 郷 晴 行 (昭和32年3月22日生)	昭和55年3月 当社入社 平成15年6月 当社取締役経営企画室長兼 総務部長 平成21年4月 当社取締役経営企画室長兼 総務部長 イナビジネスサービス(株) 代表取締役社長 (現任) 平成22年4月 当社取締役管理本部長兼経 営企画室長兼総務部長 (現任)	11,048株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
6	やま もと せつ じろう 山 本 節 次 郎 (昭和26年3月3日生)	昭和49年3月 当社入社 平成19年6月 当社取締役電工事業部長兼 営業推進部長 平成20年4月 当社取締役電産本部長兼電 工事業部長 平成22年4月 当社取締役電工事業部長 (現任)	9,685株
7	おく だ よし のり 奥 田 善 紀 (昭和33年3月16日生)	昭和55年3月 当社入社 平成21年6月 当社取締役電材西日本事業 部長兼特販営業部長 平成22年4月 当社取締役電材西日本事業 部長 平成23年4月 当社取締役電材東日本事業 部長 (現任)	3,501株
8	たか はし つかさ 高 橋 司 (昭和37年12月10日生)	平成元年4月 弁護士登録(大阪弁護士 会)勝部法律事務所(現 勝 部・高橋法律事務所)入所 (現在) 平成16年6月 当社監査役 平成20年6月 当社取締役(現任) 平成22年6月 日本ペイント(株)監査役 (現任)	0株
9	き た せい いち 喜 多 肇 一 (昭和34年8月19日生)	昭和57年3月 当社入社 平成15年4月 当社電工事業部西日本第1 営業部長 平成19年4月 当社電工事業部西日本第2 営業部長 平成22年4月 当社電工事業部統括部長兼 西日本第2営業部長 平成23年4月 当社電材西日本事業部長 (現任)	1,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
10	いわ くら ひろ ゆき 岩 倉 広 幸 (昭和34年3月3日生)	昭和58年3月 当社入社 平成13年4月 当社Eテック事業部直需営 業部長 平成15年4月 当社Eテック事業部コンポ 営業部長 平成17年4月 当社Eテック事業部コンポ 第1営業部長 平成18年4月 当社Eテック事業部コンポ 営業部長 平成23年4月 当社電設東日本事業部長兼 海外営業部長 (現任)	690株

- (注)
1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別な利害関係はありません。
 2. 高橋 司氏は社外取締役候補者であります。
 3. 高橋 司氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、弁護士として企業法務に精通しており、専門的な知識・経験等を有しておられることから、社外取締役候補者として適任であると考えております。
 4. 高橋 司氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 5. 高橋 司氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、高橋 司氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
 6. 当社は、高橋 司氏を東京証券取引所及び大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役今村正善氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
さか い あきら 酒 井 昭 (昭和27年2月15日生)	昭和45年3月 当社入社 平成21年6月 当社取締役電設西日本事業部長 平成22年4月 当社取締役営業本部担当兼電設西日本事業部・システム営業部担当 平成23年4月 当社取締役(現任)	8,293株

(注) 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

第4号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、第5号議案「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）承認の件、及び、当該対応方針の対抗措置である新株予約権の無償割当てに関する決定権限を取締役に委任する件」において株主の皆様のご承認をお願いいたします当社買収防衛策の導入に際して、新株予約権の無償割当てに関する定款の規定を見直すことといたしました。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（新株予約権の無償割当てに関する事項の決定）</p> <p>第12条 当社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</p> <p>2. 当社は、第19条第2項に規定する当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の一環として、前項に基づき新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</p> <p>（1）当該対応方針に定める一定の者（以下、「非適格者」という）が新株予約権を行使することができないこと。</p> <p>（2）当社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引き換えに当社の株式を交付することができること。</p> <p><u>（3）当社が非適格者から新株予約権を取得し、これと引き換えに金銭等を交付することができること。</u></p>	<p>（新株予約権の無償割当てに関する事項の決定）</p> <p>第12条 当社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</p> <p>2. 当社は、第19条第2項に規定する当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の一環として、前項に基づき新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</p> <p>（1）当該対応方針に定める一定の者（以下、「非適格者」という）が新株予約権を行使することができないこと。</p> <p>（2）当社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引き換えに当社の株式を交付することができること。</p> <p>（削 除）</p>

第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）承認の件、及び、当該対応方針の対抗措置である新株予約権の無償割当てに関する決定権限を取締役に委任する件

当社は、平成20年5月19日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益の確保・向上を目的として、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）を導入することを決定し、同日付で公表し、平成20年6月20日に開催された当社第60期定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただきました。現プランの有効期間は、平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

現プランの有効期間満了に先立ち、当社は、本年5月11日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2）に規定されるものをいいます。）として、現プランの一部を改定した上、新たな対応方針を導入すること（以下、改定後の対応方針を「本プラン」といいます。）を決議いたしました。

本プランの導入は、上記のとおり本定時株主総会において承認可決していただくことを条件とするものであり、①当社定款第19条第1項の定めに基づき、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益の確保・向上を目的として本プランを導入すること、及び、②当社定款第12条第1項の定めに基づき、下記2.（2）（e）に定める本プランの対抗措置としての新株予約権の無償割当ての決定権限を取締役に委任することについて、株主の皆様にご審議いただき、出席株主の皆様のご議決権の過半数のご賛同をもって、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

記

1. 本プラン導入の目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益の確保・向上を目的として導入されるものです。当社は、当社の株券等の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、本来、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為またはその提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものです。

しかしながら、当社の株券等の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益に資するためには、大規模買付行為を行う者が当社の経営理念を礎とし長年かけて築き上げてきた電設資材商品の卸販売業・空調部材等の製造販売業としての社会的使命・責任に関する基本的な考え方を、今後も引き続き実践していくことが必要不可欠であり、これらが大規模買付行為後も中長期的に維持されるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益は損なわれることになりかねません。

また、仮に株主の皆様が当社の株券等の大規模買付行為またはその提案を受けた場合に、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた諸施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で当該大規模買付行為またはその提案に応じるべきか否かを株主の皆様が判断することは必ずしも容易ではありません。

当社取締役会は、こうした事情に鑑みるとともに、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の株券等の大規模買付行為が行われた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提案するために必要な時間や情報を確保するとともに、株主の皆様のために大規模買付行為を行う者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすること等により、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益の確保・向上に反する大規模買付行為を抑止するための枠

組みが引き続き必要不可欠であると考えました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本プランを導入することを決定いたしました。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した委員3名以上により構成される特別委員会（以下、「特別委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重することとしています。本プラン導入当初における特別委員会の委員には、別紙1「特別委員会委員の氏名・略歴」に記載の3名が就任される予定です。

2. 本プランの内容について

本プランの内容は以下のとおりですが、本プランに関する手続の流れにつきましては、別紙2「本プランの概要（大規模買付行為が開始された場合のフローチャート）」にその概要をフローチャートの形でまとめていますので、併せてご参照下さい。

(1) 本プランの概要

本プランは、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が、大規模買付行為を行おうとする者または大規模買付行為の提案を行う者（以下、併せて「大規模買付者等」といいます。）に対して、当該大規模買付者等及び大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当社取締役会が、当該大規模買付行為について評価・検討し、大規模買付者等との買付条件に関する交渉や株主の皆様への代替案等の提示を行い、特別委員会による勧告等を最大限尊重して、一定の場合には対抗措置を発動するための手続です。その具体的な内容は以下のとおりです。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

本プランにおいては、次の①もしくは②に該当する行為またはこれらに類似する行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本

プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。ただし、事前に当社取締役会が同意しかつ公表したものを除きます。

- ①当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付け
- ②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。

（注2）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。

（注3）金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じです。

（注4）金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下本②において同じです。

（注5）金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。以下同じです。

（注6）金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じです。

（注7）金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じです。

(b) 大規模買付者等による当社に対する情報提供

①大規模買付者等による当社に対する「意向表明書」の事前提出

まず、大規模買付者等には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、本プランに定められた手続（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を遵守する旨の誓約を日本語で記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。また、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

ア) 大規模買付者等の概要

- ・ 氏名または名称及び住所または所在地
- ・ 代表者の氏名
- ・ 会社等の目的及び事業の内容
- ・ 大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要
- ・ 国内連絡先
- ・ 設立準拠法

イ) 大規模買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出日前60日間における大規模買付者等の当社の株券等の取引状況

ロ) 大規模買付者等が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注8）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

なお、「意向表明書」の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者等の存在を証明する書類を添付していただきます。

(注8) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大

量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等をいいます。以下同じです。

②大規模買付者等による当社に対する「大規模買付情報」の提供

上記①に記載の「意向表明書」を提出していただいた場合には、大規模買付者等には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会及び特別委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社取締役会は、大規模買付者等に対して、意向表明書を受領した日から10営業日（注9）以内（初日不算入）に、大規模買付者等に対して、大規模買付行為に関する情報として当社への提出を求める事項を記載した書面（以下、「大規模買付情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者等には、大規模買付情報リストに従い、大規模買付情報を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面で提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとしますが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の外部専門家等（以下、「外部専門家等」といいます。）の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大規模買付者等が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社取締役会は、大規模買付者等に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ア) 大規模買付者等及びそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、沿革、資本金の額または出資金の額、発行済株式の総数、代表者、役員及び社員その他構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、直近2事業年度の財政状態及び経営成績その他の経理の状況、並びに、大規模買付者等のグループの関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。）の概略を含みます。）
- イ) 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容）、方法及び内容（大規模買付行為の適法性に関する意見を含みます。）
- ロ) 大規模買付行為に係る買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。）、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者等が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。）
- ハ) 大規模買付行為に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- ニ) 大規模買付者等のグループによる当社の株券等の過去の全ての取得時期及び当該時期毎の取得数・取得価額、並びに、当社の株券等の過去の全ての売却時期及び当該時期毎の売却数・売却価額

- カ) 大規模買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- キ) 大規模買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ク) 支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得または経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含みます。）に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分もしくは譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定もしくは解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- ケ) 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- コ) 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報

- サ) 大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- シ) 大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- ス) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- セ) 当社の顧客、取引先、従業員、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容

本項に基づき提出された大規模買付情報が、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が当該大規模買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜回答期限を定めた上で大規模買付者等に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

また、当社取締役会は、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が大規模買付行為を評価・検討するための必要かつ十分な情報が大規模買付者等から提出されたと判断する場合には、速やかにその旨の通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）を大規模買付者等に行います。

なお、意向表明書の提出があった事実、及び、当社取締役会に提供された大規模買付情報その他の大規模買付行為に関連する情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者等から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。）のうち、株主の皆様のご判断のため開示することが妥当であると考えられるものにつきましては適時かつ適切に開示します。

（注9） 行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じです。

（注10） 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。

(c) 当社取締役会による大規模買付情報の評価・検討等

上記 (b) に基づき大規模買付者等による大規模買付情報の提供が行われた後、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討し、大規模買付者等との買付条件に関する交渉、当該大規模買付行為に対する意見形成、代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、特別委員会に諮問し、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得るものとします。

当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うためには一定の期間が必要でありますので、大規模買付行為の内容に応じて、下記①または②による評価期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。

- ①対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる、当社の全ての株券等の大規模買付行為の場合には、情報提供完了通知の発送日から最長60日間（初日不算入）
- ②①以外の大規模買付行為の場合には、情報提供完了通知の発送日から最長90日間（初日不算入）

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会評価期間終了日までに、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表いたします。

また、当社は、当該決定がなされた場合は、速やかにその旨及び対抗措置発動の際には法令等により定められている事項のほか、当社取締役会が適切と認める事項について当社株主及び投資家の皆様に開示を行います。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合（取締役会評価期間内に特別委員会が取締役会に対し下記 (f) ②イ) に掲げる勧告を行うに至らない場合等）は、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、最長30日間取締役会評価期間を延長できるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間を延長する場合は、延長する日数及び延長の理由を速やかに情報開示いたします。

大規模買付者等は、取締役会評価期間が経過した後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主総会を招集する場合については、下記 (d) ③をご参照下さい。

(d) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

①大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合には、当社取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は存するものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。大規模買付者等の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為の内容並びにそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、下記 (f) ②イ) 記載の特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、対抗措置の発動を決定することがあります。具体的には、別紙3「当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合」に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合または該当すると客観的に合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。また、対抗措置の具体的な方策は下記 (e) に記載のとおりです。

②大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守していないことが明らかな場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、特別委員会の勧告を待たずに対抗措置の発動を決定することができるものとします。大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守していないと当社取締役会が判断するものの、それが必ずし

も明らかではない場合には、当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されたか否かについて特別委員会に諮問します。大規模買付ルールが遵守されておらず対抗措置を発動すべきであると特別委員会が勧告する場合には、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定することがあります。対抗措置の具体的な方策は下記 (e) に記載のとおりです。

③株主総会の決議

特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、概要を別紙4「本新株予約権の概要」に記載する新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てに関する議案を当社定款第12条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。当該株主総会が開催される場合には、大規模買付者等は、当該株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する決議がされた後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。当該株主総会において当該議案が可決された場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てを行います。

④上記①から③までに基づき発動した対抗措置の中止・撤回

上記①から③までに基づいて当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動する旨の決議をした場合であっても、

(a) 大規模買付者等が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、(b) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から、対抗措置を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、本プランに基づき発動した対抗措置を維持することの是非について、上記

(a) または (b) の場合に該当するに至った具体的事情を提示した上で、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の中止または撤回を決議するものとします。

(e) 対抗措置の具体的方策

本プランにおける具体的な対抗措置としては、原則として、当社株主総会の決議による委任に基づく当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の無償割当て（会社法第277条）を行います。ただし、特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを当社定款第12条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。また、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

(f) 本プランの合理性・公正性を担保するための制度及び手続

①本プランの導入等に関する株主の皆様ご意思の確認

本プランは、当社定款第19条第1項の規定に基づき、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として効力が生ずるものとします。また、上記規定に基づく、本定時株主総会における本プランの導入の承認決議は、本プランに定める条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただく当社定款第12条第1項の決議でもあります。

なお、かかる議案が承認されなかった場合には、本プランは導入されないものとし、現プランについても本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

②特別委員会の設置及び諮問等の手続

ア) 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値については株主の皆様ご共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性・公正性を担保するために、当社は、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。

特別委員会は3名以上の委員により構成され、各委員は、当社取締役会が当社社外取締役、当社社外監査役及

び社外の有識者（弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者等）の中から選任します。本プラン導入時の特別委員会の委員は、高橋 司氏、瀬尾眞澄氏及び平松靖弘氏の合計3名を選任する予定です。本プランの導入について本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた場合には、速やかに当社取締役会は特別委員会の委員の選任を行います。なお、各委員の略歴は、別紙1「特別委員会委員の氏名・略歴」に記載のとおりです。かかる特別委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。

イ) 対抗措置の発動の手續

当社取締役会が対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手續を経ることとします。

まず、当社取締役会は、大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守していないことが明らかな場合を除き、本プランに基づく対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し、発動すべき具体的な対抗措置の内容を提示した上で、その発動の是非について諮問します。特別委員会は、当該諮問に対して、取締役会評価期間内に、大規模買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料に基づいて、当社の企業価値については株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から評価・検討を行い、当社取締役会に対し本プランに基づく対抗措置の発動の是非等について勧告します。特別委員会が上記の評価・検討を行うにあたっては、当社の費用により独立した第三者である外部専門家等の助言を得ることができるものとします。

当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動する際には、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

ロ) 発動した対抗措置の中止または撤回

また、上記イ)に記載の手續に従って、当社取締役会または株主総会において本プランに基づく対抗措置の発動が決議された場合であっても、(i)大規模買付者等が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、

(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保・向上という観点から、対抗措置を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、本プランに基づき発動した対抗措置を維持することの是非について、上記(i)または(ii)の場合に該当するに至った具体的事情を提示した上で、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得て、対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、当社の費用により必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得て、当該発動した対抗措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して、対抗措置を維持することの是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は通常決議により中止または撤回し、速やかにその旨を開示いたします。なお、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当ての基準日に係る権利落ち日（以下、「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止する場合がありますが、本権利落ち日より前に、本新株予約権の無償割当てが実施されて当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを信託して当社の株式の売買が行われた一般投資家の皆様様が株価の変動により損害を被ることのないよう、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当ては中止しないものとします。ただし、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります（この場合には、下記（ご参考）本プランによる株主及び投

資家の皆様への影響（2）に記載のとおり、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った株主の皆様が株価の変動により損害を被る可能性があります。）。

エ) 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者等から提供された情報が大規模買付情報として必要かつ十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の発動の是非等及び発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、当社の費用により必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

③本プランの有効期間、廃止及び変更について

本プランの有効期間は、平成26年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本プランを廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止または変更されるものとします。

また、当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法等の関係法令・金融商品取引所規則の改正・整備等を踏まえ、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、随時本プランの見直し、本プランに代わる買収防衛策の導入を含む、適切な措置を講じてまいります。

以 上

(ご参考)

本プランによる株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プラン導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プラン導入時においては、本新株予約権の無償割当て等
は行われませんので、本プランの導入により株主及び投資家
の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に
対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会または株主総会において本新株予約権の無償
割当ての実施に関する決議を行った場合には、別途定められ
る割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様
に対し、その保有する株式1株につき1個の本新株予約権が、
別途定められる効力発生日において、無償にて割り当てられ
ます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償
割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の
株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、株主
及び投資家の皆様が保有する当社の株式全体の経済的価値の
希釈化は生じず、また株主及び投資家の皆様の議決権比率の
希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する
当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接
具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会または株主総会が、本新株予約権の無
償割当ての決議をした場合であっても、上記2. (2) (f) ②
りに記載の手續等に従い当社取締役会が対抗措置の中止また
は撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有す
る当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないこ
とになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化
が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株
価の変動により損害を被る可能性があります。

- (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者等その他一定の者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者等その他一定の者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は取締役会の承認なくしてできないとされているため、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日以降、本新株予約権の行使または取得の結果として株主の皆様に株式が交付される場合には、株主の皆様に株式が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

本プランの対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行うとした場合において、株主の皆様に必要となる手続は以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

本新株予約権の無償割当てでは、当該割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、本新株予約権の申込みを行う必要はなく、当然に本新株予約権を取得することとなります。

- (2) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主の皆様に必要となる手続

(a) 割当てを受けた株主の皆様による本新株予約権の行使をお願いするか、または、(b) 当社が取得条項に基づき本新株予約権を取得するかという点については、当社取締役会が対抗措置発動時に決定した上で適時かつ適切に開示いたします。

(a) 割当てを受けた株主の皆様による本新株予約権の行使をお願いする場合には、当社は、会社法に定められた手続（会

社法第279条第2項)に従い、当該行使可能期間の初日の到来前に、新株予約権者の皆様に対して、割当ての通知を行いますので、株主の皆様におかれましては、行使可能期間内に本新株予約権を行使して下さいようお願い申し上げます(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)

(b) 当社が取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合には、当社は、会社法に定められた手続(会社法第273条、第274条)に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会または株主総会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、取得を行います。

なお、いずれの手続を行う場合であっても、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示を行いますので、対抗措置が発動される場合には、株主の皆様におかれましては、当社からなされる情報開示にご留意下さい。

以 上

(別紙1)

特別委員会委員の氏名・略歴

高橋 司 (昭和37年12月10日生)

平成元年 4月	弁護士登録 (大阪弁護士会) 勝部法律事務所 (現勝部・高橋法律事務所) 入所 (現在)
平成16年 6月	当社監査役
平成20年 6月	当社取締役 (現任)
平成22年 6月	日本ペイント(株)監査役 (現任)

※高橋 司氏は当社の社外取締役候補者 (本定時株主総会で選任後、就任予定) であります。また、同氏を東京証券取引所及び大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

瀬尾 眞澄 (昭和18年11月3日生)

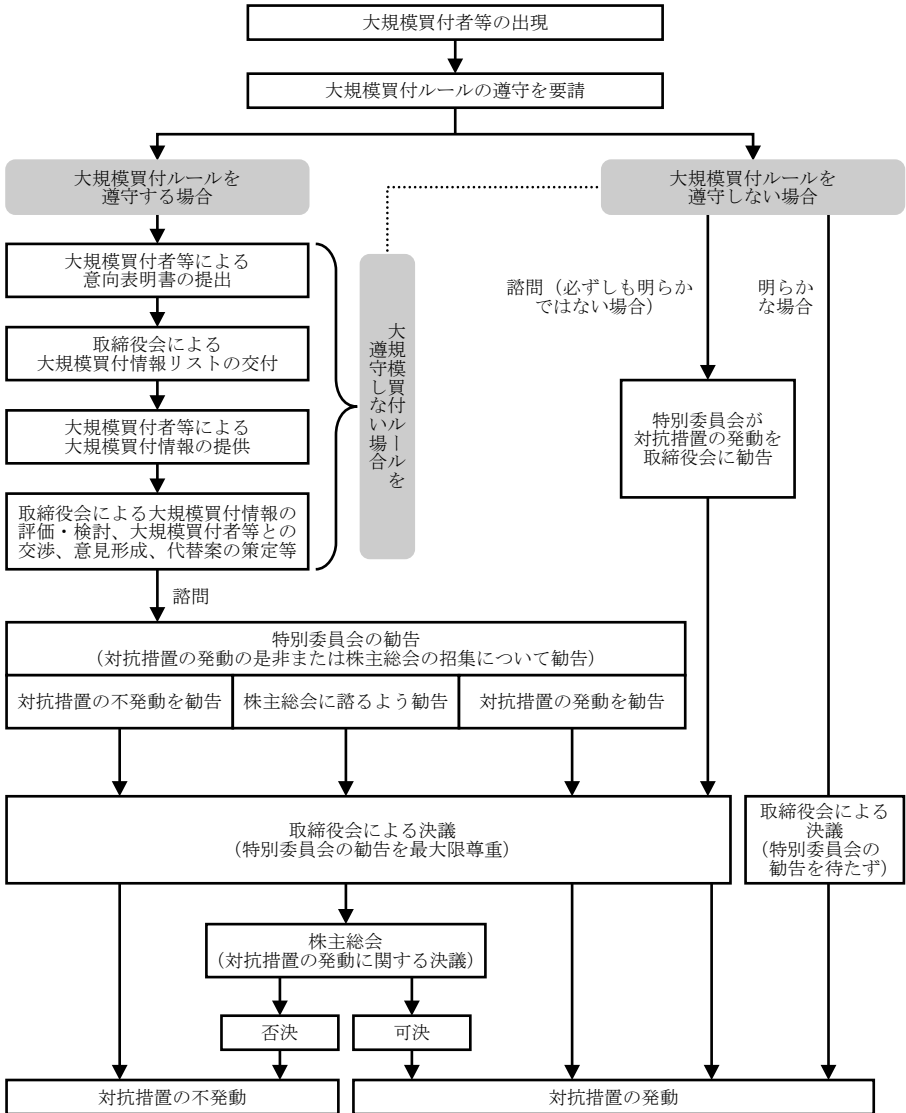
昭和37年 4月	大阪国税局入局
平成 5年 7月	大阪国税局査察部統括国税査察官
平成10年 7月	芦屋税務署署長
平成13年 7月	堺税務署署長
平成14年 9月	瀬尾税理士事務所設立 (現在)
平成15年 1月	当社顧問
平成20年 6月	当社監査役 (現任)

平松 靖弘 (昭和28年9月16日生)

昭和51年 4月	(株)協和銀行 (現(株)りそな銀行) 小阪支店入行
平成 4年 5月	(株)協和埼玉銀行 (現(株)りそな銀行) 高槻富田支店長
平成15年12月	りそな決済サービス(株)出向
平成21年 6月	りそな債権回収(株) 大阪債権管理部シニアアセットマネージャー (現任)
平成22年 6月	当社監査役 (現任)

(別紙 2)

本プランの概要 (大規模買付行為が開始された場合のフローチャート)



本チャートは、あくまで本プランの内容に対する理解に資することのみを目的に参考資料として作成されています。本プランの詳細については、本議案の本文をご参照下さい。

(別紙3)

当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なうと認められる場合

- (1) 大規模買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）である場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買収者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っている場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っている場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っている場合
- (5) 大規模買付者等の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、当該条件の具体的内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものである場合

- (6) 大規模買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会または自由を事実上制約し、株主に当社の株券等の売却を事実上強要するものである場合
- (7) 大規模買付者等による支配権の取得により、当社の株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益が毀損され、その結果として、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を明らかに毀損したり、その確保及び向上を妨げる場合
- (8) 大規模買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、明らかに劣後する場合
- (9) 大規模買付者等が当社の支配株主として公序良俗上著しく不適切であり、当該大規模買付者等が当社の支配株主になることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう場合

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）に相当する数とします。

なお、当社取締役会は、発動した対抗措置の中止または撤回により本新株予約権を無償で取得する場合であって、大規模買付者等が大規模買付行為を一旦撤回した後、再度大規模買付行為を行いまは行おうとするときなどにおいて、大規模買付行為に柔軟に対応するために、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことがあります。この場合であっても、大規模買付者等その他一定の者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は1株とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注11）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注12）、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①から④までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者（注13）（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。

なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が発動した対抗措置の中止もしくは撤回を決議した場合または本新株予約権無償割当て決議において別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとします。

11. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

（注11）「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じです。

(注12) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含まず。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じです。

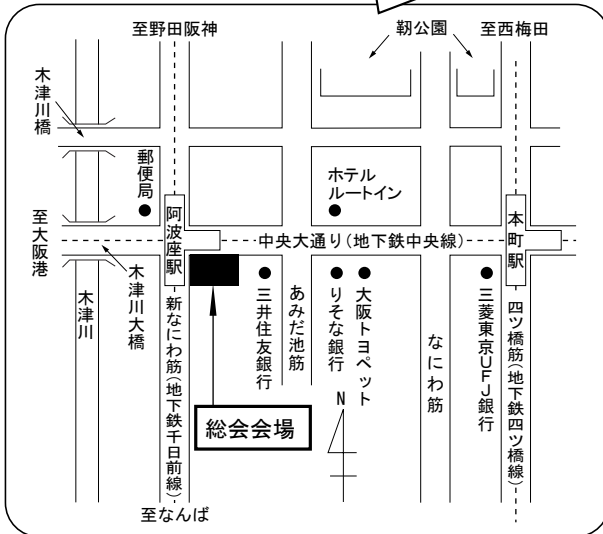
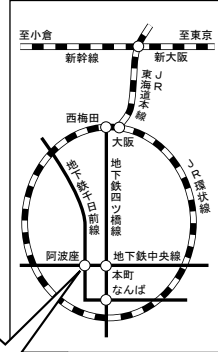
(注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含まず。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市西区立売堀 4 丁目11番14号
当社 11階会議室

交 通 地下鉄
(中央線・千日前線)
阿波座駅下車
(4番出口すぐ)



(なお、駐車場の準備はいたしていませんので、あしからずご了承くださいますようお願い申し上げます。)